

ここでは総社市の実態を踏まえた上で、起こりやすい4つの代表事例を架空に作りました。それぞれの事例に対応のポイントを記入していますので、今後対応する際に参考にさせていただきたいと思います。

### 〈事例 1〉介護に疲れ、暴言・暴力をしてしまった事例

<p>【被虐待者】 85歳女性 要介護3 認知症</p>	<p>【虐待者】 長男夫婦(50歳代) 被虐待者との同居</p>	<p>【家族構成・家族状況】 本人の夫は死亡。家族は被虐待者と長男夫婦のみ。長男は会社員。嫁は専業主婦。</p>
<p>【虐待の種類】 ■身体的虐待 ■心理的虐待</p>	<p>【虐待の内容】 介護者である長男の嫁の指示に従わないため、暴言を吐いたり体をたたき、つねる等の虐待があった。デイサービスの準備の時に本人を引きずり回すことがあった。</p>	
<p>【発見の経緯】 デイサービス利用時、体にあざが認められた。本人は転んだと訴えていた。 虐待の疑いがあり、担当ケアマネジャーから地域包括支援センターに通報があった。</p>	<p>【対応の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デイサービス利用時、市の介護保険課と地域包括支援センターが本人と面談し、虐待の状況を確認する。</li> <li>○虐待の状況を確認できたため、市の介護保険課と地域包括支援センター及びケアマネジャーで本人宅を訪問する。長男夫婦に会い、事実確認を行うと「本人が認知症だと頭ではわかっているが、つい手が出てしまう」「言うことを聞かないのでバカと言って叱ってしまう」等の話があり。</li> <li>○地域包括支援センターを中心としたケース会議で検討した。その結果、虐待者の介護疲れが著しいので、このまま在宅生活を継続した場合は生命の危険を伴う可能性もあることから、早急に本人と虐待者を引き離す必要がある。そのためには本人の身体状況、認知症の程度、介護家族の負担を考えた上で、ショートステイの利用や施設入所が必要で、ケアマネジャーより家族にサービスの利用や入所申込みをするよう話された。</li> <li>○ケアマネジャーの説得により、ショートステイを利用することができ、また入所の申込みをすることができた。</li> </ul>	

\*\*\*Point\*\*\*

確実に通報されることにより、早期に対応策が協議された。その際、本人と家族の思いをしっかりと確認することが大切で、また家族が今後の介護生活をしっかりと描けるよう引き出す支援が必要である。

〈事例 2〉認知症の母親を部屋に閉じ込め、世話をしない事例

<p>【被虐待者】 83歳女性 要介護3 認知症</p>	<p>【虐待者】 長男（60歳） 被虐待者との同居</p>	<p>【家族構成・家族状況】 本人の夫は死亡。家族は被虐待者と長男のみ。長男は自営業。</p>
<p>【虐待の種類】 ■身体的虐待 ■介護・世話の放棄・放任</p>	<p>【虐待の内容】 本人は徘徊・便いじりあり。介護者である長男は介護をどのようにしたらよいのかわからず、部屋から出させないようにしたり、汚れた環境の中にそのまま放置させていた。食事も菓子パンやおにぎりを運ぶだけで、本人に食べさせることをせず、45kgの体重が現在は30kgに減少していた。デイサービスやヘルパーサービス利用について促すも、経済的理由で拒否であった。</p>	
<p>【発見の経緯】 ショートステイ利用時、不自然なやけどの跡やあざを発見した。虐待の疑いがあり、担当ケアマネジャーから地域包括支援センターに通報があった。</p> <div data-bbox="199 1444 534 1915" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>***Point*** ケアマネジャーは問題を一人で抱え込むのではなく、主治医や民生委員などの協力を求めることにより、早期に解決に向かった。</p> </div>	<p>【対応の経過】 ○ケアマネジャーから相談を受けて、市の介護保険課、地域包括支援センター職員が訪問するが、本人に会わせてくれず虐待の事実は確認できず。ケース検討を行い、民生委員の協力により定期的に訪問することで、様子を見ることにする。当時、長男は「ポケで歩き回り大変だ」と訴えていたが、ショートステイ以外はサービス拒否であった。 ○半年後の夏、再度ケアマネジャーから、体重の減少が著しく、不自然なあざが目立つと連絡あり。再度、市の介護保険課、地域包括支援センター職員が訪問したところ、本人は部屋に鍵をかけられ閉じ込められていたため、虐待と判断した。 ○体重減少が著しいため、生命の危険を感じたケアマネジャーがサービスの増加や入所の申込みを長男に根気よく勧めるも拒否。市の介護保険課が主治医に相談し、介護保険の更新申請時にあわせ本人を受診させ、主治医から「このままでは脱水・栄養失調で生命の危険があるため、サービスの増加と入所が必要である」ことを強く勧めてもらったところ、長男もようやく納得し、必要なサービスを受けられるようになった。</p>	

＜事例 3＞息子が親の年金をあてにし、遊びまわる事例

<p>【被虐待者】 80歳男性 要介護4 認知症 78歳女性 要支援1</p>	<p>【虐待者】 長男（55歳） 被虐待者との同居</p>	<p>【家族構成・家族状況】 子供は一人息子。息子は無職。 母は腰痛のため家事全般を行うものの介護能力はない。</p>
<p>【虐待の種類】 ■介護・世話の放棄・放任 ■経済的虐待</p>	<p>【虐待の内容】 ケアマネジャーはサービス未利用にもかかわらず、定期的な訪問を重ね、介護者である母より経済的な問題があることを聞きだすことができた。「夫の介護も不十分であることはわかっていながら、自分では腰痛のため介護できず、また必要以上に手出しをしていると息子から暴力を振るわれるという恐怖感から介護できない」と訴える。父は便・尿失禁があり汚染が著しいが、衣類・下着等の交換はされず放置状態。食事也十分介助されず、徐々に栄養失調状態となっている。</p>	
<p>【発見の経緯】 ケアマネジャーが定期訪問を行う中で、息子による年金搾取のため介護保険サービスが利用できないと母が訴えたため、地域包括支援センターに通報があった。</p> <div data-bbox="188 1422 560 2029" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>***Point*** ケアマネジャーはサービス未利用にも関わらず、本人や家族の状況を把握するために定期的な訪問を欠かさなかった。また息子が訪問拒否にも関わらず、根気よく訪問を重ねることで人間関係も築け、次第に心開かれるようになった。</p> </div>	<p>【対応の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービスを数年前は利用していたが、現在未利用。ケアマネジャーはサービス未利用であるものの、サービス拒否の理由が明らかでないため、定期的に訪問を重ねていた。</li> <li>○ケアマネジャーから相談を受けて、市の介護保険課、地域包括支援センター職員が訪問し、母から虐待の事実を確認した。</li> <li>○地域包括支援センターを中心としたケース会議を行い、ケアマネジャーによるサービスの調整を行うとともに、息子へのアプローチを行った。</li> <li>○息子に何度も会いに行くが訪問拒否。度重なる訪問にて、息子と話ができ、現在の生活状況・経済状況、そして就労意欲などを聞きだすことができた。息子は就労意欲が全くなく、両親の年金をあてにし、借金の返済やギャンブルへの使い込みなどが続き、経済的に困窮している状況であった。しかし父の認知症の状態、全身状態から受診の必要性を伝え、また介護保険サービス利用の説得を行い、父の介護費用がきちんと使えるように何度も話し合いを行った。</li> <li>○ケアマネジャーと市介護保険課及び地域包括支援センター職員による根気よく訪問を繰り返したことにより、ホームヘルプサービスやデイサービス、定期的なショートステイの利用にまで至ることができた。</li> </ul>	

#### 〈事例 4〉介護スタッフによる事例

<p>【被虐待者】 施設入所者</p>	<p>【虐待者】 介護職員 24 歳男性 入職 1 年目 かなり仕事にも慣れてきた頃。</p>
<p>【虐待の種類】 ■介護・世話の放棄 ・放任 ■心理的虐待</p>	<p>【虐待の内容】 雑におむつ交換をしたり、入所者のコールを無視したり、少々のことには構わず自分の時間を優先し、介助内容を変えたりした。また認知症の入所者が話しかけたら「うるさい。変なことを言うな。」と怒鳴っていた。また認知症ケアに対しては、不穏な行動は薬剤で抑制すればよいし、転倒の危険があればベルト固定をすればよいと施設の方針にも耳を傾けなかった。</p>
<p>【発見の経緯】 ケアが不十分であるため、同僚が本人に話をするが聞き入れず。上司に報告し、その後地域包括支援センターに通報があった。</p> <p>***Point*** 施設内だけで協議するのではなく、第三者機関が介入することで、施設側の体制づくりや職員のスキルアップにつながるようになった。</p>	<p>【対応の経過】</p> <p>○施設より虐待通報があり、市の介護保険課と地域包括支援センター職員は施設職員に虐待の事実確認を行った。「時間内に仕事を終わらせ、自分のプライベートな時間を優先したかった。」「認知症のケアがよくわからない。」などの介護能力の未熟さが明らかになった。</p> <p>○市の介護保険課と地域包括支援センター職員は施設側と検討会を開き、今回の状況を説明するとともに、施設全体で介護技術の研修会や事例検討会など勉強する機会の必要性を伝えた。</p> <p>○その後、施設で月 1 回研修会が行われるようになった。また対応困難な事例が出てきたときには、ケース検討をする機会が随時設けられた。</p>

4つの事例すべて、「虐待かもしれない」「おかしい」と思った早期の時点で地域包括支援センターに通報されています。

やはり、すべての事例からいえることは、あらゆる発見の機会を見逃さず、それを地域包括支援センターの通報することが大前提であるといえます。確実に通報されることにより、早期に関係機関とのケース検討（P.16）が開催され、解決に向けてよりよい対応がされていくのです。